

平成25年行政事業レビューシート (厚生労働省)

事業名	国民健康保険組合出産育児一時金等補助金		担当部局庁	保険局	作成責任者			
事業開始・終了(予定)年度	①昭和37年度②平成15年度		担当課室	国民健康保険課	中村 博治			
会計区分	一般会計		政策・施策名	I-9-1 適正かつ安定的・効率的な医療保険制度を構築すること				
根拠法令(具体的な条項も記載)	国民健康保険法第74条		関係する計画、通知等	国民健康保険組合特別対策費等補助金の国庫補助について(平成21年3月31日厚生労働省発保第0331024号)				
事業の目的(目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	国保組合に対し、①「出産育児一時金補助金」、②「高額医療費共同事業補助金」を交付することにより、国民健康保険事業の適正な運営を確保するとともに、国保組合財政の安定化に資することを目的とする。							
事業概要(5行程度以内。別添可)	① 出産育児一時金(42万円)の1/4相当分を補助 ② 一件当たり100万円を超える高額レセプトについて、全国国民健康保険組合協会において共同事業を実施しているが、同事業に対する各国保組合が負担する拠出金の1/4相当分を補助							
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input checked="" type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他							
予算額・執行額(単位:百万円)			22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求	
	予算の状況	当初予算	8,688	4,778	4,684	4,593	4,438	
		補正予算						
		繰越し等						
	計		8,688	4,778	4,684	4,593	4,438	
	執行額		8,688	4,778	4,684			
執行率(%)		100.0%	100.0%	100.0%				
成果目標及び成果実績(アウトカム)	成果指標			単位	22年度	23年度	24年度	目標値(25年度)
	当該補助事業は、国保組合の保険給付費等に対し補助し、安定的な財政・事業運営に資することを目的としていることから、定量的な成果目標を設定し、その達成度を測ることはなじまないものとする。		成果実績	-	-	-	-	-
			達成度	%	-	-	-	
活動指標及び活動実績(アウトプット)	活動指標			単位	22年度	23年度	24年度	25年度活動見込
	実施組合数		活動実績(当初見込み)	組合	①165 ②164	①163(165) ②163(163)	①162(165) ②163(163)	①-(164) ②-(163)
					()	()	()	
単位当たりコスト	29(百万円/組合)		算出根拠	(執行額 ÷ 実施組合数) 4,684百万円 ÷ 163組合 ≒ 29百万円/組合				
平成25・26年度予算内訳	費目	25年度当初予算	26年度要求	主な増減理由				
	出産育児一時金補助金	2,373	2,218	出産育児一時金支給件数の減少のため。				
	高額医療費共同事業補助金	2,220	2,220					
計	4,593	4,438						

事業所管部局による点検					
	項目	評価	評価に関する説明		
国費投入の必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。	○	補助金を交付することは、国保組合の安定した財政運営を推進するうえで必要な事業である。		
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。	○	国民健康保険法第74条の規定に基づき補助金を交付することは、国が実施すべき事業である。		
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。	○	補助金を交付することは、国民組合の安定した財政運営を推進するうえで、優先度の高い事業である。		
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。	-	-		
	受益者との負担関係は妥当であるか。	○	国は、出産育児一時金(42万円)及び高額医療費共同事業拠出金の1/4相当分を補助しているが、3/4相当分を保険者が負担していることから、負担関係は妥当である。		
	単位当たりコストの水準は妥当か。	○	出産育児一時金の引き上げに対する補助について、削減を行っている。		
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	-	-		
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	○	交付要綱に補助対象事業及び算定方法を定め、適正に執行されている。費目・使途は事業目的に即し真に必要なものに限定されている。		
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	-	-		
事業の有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。	-	-		
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	○	活動実績については、ほぼ見込み通りとなっている。		
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	-	-		
重複排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)	-	-		
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名		
点検結果	出産育児一時金の支給額を恒久的に42万円にすることに伴う激変緩和措置である引き上げ分に対する国庫補助(各国保組合の所得水準に応じて1件あたり5千円~1万円)を平成24年度に廃止したところであり、引き続き、適正な補助事業の実施に努める。				
外部有識者の所見					
点検対象外					
行政事業レビュー推進チームの所見					
現状通り	本事業の必要性や執行の観点からの評価も概ね妥当であることから、引き続き効率的な執行に努めるべき。				
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況					
現状通り	-				
備考					
<p>平成22年度事業仕分け(第3弾)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業番号:A-10 ・事業名:所得水準の高い国民健康保険組合への補助金の見直し ・WGの評価結果:見直しを行う(所得水準の高い国保組合に対する定率補助の廃止) ・とりまとめコメント:それぞれの組合ごとの所得階層が大きく異なっているため、所得の低い皆さんの集団である国保組合については、従前通りのしっかりとした補助を、その代わり所得の高い人たちで集まっている国保組合についてはゼロも含めて、厚生労働省B案で進んでいただきたいことを結論とする。 <p>公開プロセス(平成22年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・レビューシート番号:244 ・事業名:国民健康保険組合への補助金の見直し ・公開プロセスの際の結果:事業は継続するが更なる見直しが必要 ・公開プロセスの際のとりまとめコメント:○財政基盤に不安のない組合に対して国庫金が入ることを長期的には廃止すべし。定率分の見直しも必要。 ○特別調整補助金の「経営努力分」と特別対策補助金の廃止、定率補助と調整補助金の増額を含めた見直し。 ○本来、協会けんぽに加入すべきであるが、平成9年以前に健保の適用除外承認を受けて国保組合に加入している者の定率補助を引き下げ、協会けんぽと同様の水準に抑えるべき。 					
関連する過去のレビューシートの事業番号					
平成22年	244	平成23年	255	平成24年	221

※平成24年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

厚生労働省
4,684百万円

A. 都道府県
(47都道府県)
4,684百万円

A. 都道府県
補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第
26条第2項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一
部を委任。

B. 国保組合
(①162組合、②163組
合)
4,684百万円

B. 国保組合
出産育児一時金の支給に要する費用の一部に充てる。
高額医療費共同事業拠出金の納付に要する費用の一部
に充てる。

資金の流れ
(資金の受け取
り先が何を行っ
ているかについ
て補足する)
(単位: 百万
円)

費目・使途
 (「資金の流れ」に
 おいてブロックご
 とに最大の金額
 が支出されている
 者について記載
 する。費目と使途
 の双方で実情が
 分かるように記
 載)

A.都道府県(東京都)			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
補助金	管轄の国保組合へ交付	1,389			
計		1,389	計		0
B.国保組合(中央建設国保組合)			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
納付金	高額医療費共同事業拠出金の納付	305			
保険給付	出産育児一時金の支給	261			
計		566	計		0
C.			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0

支出先上位10者リスト

A. 都道府県

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	東京都	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づく補助金等の交付に関する事務。	1,389		
2	愛知県	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づく補助金等の交付に関する事務。	277		
3	埼玉県	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づく補助金等の交付に関する事務。	274		
4	神奈川県	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づく補助金等の交付に関する事務。	233		
5	大阪府	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づく補助金等の交付に関する事務。	213		
6	兵庫県	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づく補助金等の交付に関する事務。	165		
7	京都府	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づく補助金等の交付に関する事務。	122		
8	広島県	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づく補助金等の交付に関する事務。	64		
9	三重県	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づく補助金等の交付に関する事務。	63		
10	北海道	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づく補助金等の交付に関する事務。	60		

B. 国保組合

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	中央建設	出産育児一時金の支給、高額医療費拠出金の納付に要する費用の一部に充てる。	566		
2	東京土建	出産育児一時金の支給、高額医療費拠出金の納付に要する費用の一部に充てる。	387		
3	全国建設工事業	出産育児一時金の支給、高額医療費拠出金の納付に要する費用の一部に充てる。	297		
4	埼玉土建	出産育児一時金の支給、高額医療費拠出金の納付に要する費用の一部に充てる。	263		
5	建設連合	出産育児一時金の支給、高額医療費拠出金の納付に要する費用の一部に充てる。	257		
6	神奈川県建設連合	出産育児一時金の支給、高額医療費拠出金の納付に要する費用の一部に充てる。	227		
7	兵庫県建設	出産育児一時金の支給、高額医療費拠出金の納付に要する費用の一部に充てる。	185		
8	東京食品販売	出産育児一時金の支給、高額医療費拠出金の納付に要する費用の一部に充てる。	173		
9	全国歯科医師	出産育児一時金の支給、高額医療費拠出金の納付に要する費用の一部に充てる。	89		
10	京都建築	出産育児一時金の支給、高額医療費拠出金の納付に要する費用の一部に充てる。	89		